

千葉県における生涯学習推進の現状等

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

1 生涯学習推進に関するこれまでの経緯

年 月	事 項
平成2年 7月	「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」施行 ※右抜粋参照
平成3年 7月	「千葉県生涯学習審議会条例」施行、千葉県生涯学習審議会設置
平成4年12月	「千葉県生涯学習基本構想」策定（期間：平成5年から概ね10年間） 構想に基づき「千葉県生涯学習推進計画」を順次策定 ※右要旨参照 第1次千葉県生涯学習推進計画（平成5～7年度） 第2次千葉県生涯学習推進計画（平成8～12年度） 第3次千葉県生涯学習推進計画（平成13～17年度）
平成8年11月	千葉県生涯学習推進センター「さわやかちば県民プラザ」設置 全県的な生涯学習推進の中核的拠点施設
平成19年7月	「千葉県教育の戦略的なビジョン」策定（期間：5年から10年） 青少年の育成を主眼においた教育施策 家庭教育力の向上／地域教育力の新生／地域の民間教育力の活用
平成22年3月	「第1期千葉県教育振興基本計画」策定（期間：平成22～26年度） 一部に生涯学習推進施策を位置づけ ○社会教育機能の連携強化など、生涯学習社会を目指した取組の支援 学ぶ場と学ぶための情報提供の充実／学んだ成果が適切に評価される社会づくり／ 学んだ成果やキャリアを地域や学校教育に生かす取組の推進
平成27年2月	「第2期千葉県教育振興基本計画」策定（期間：平成27年度～令和元年度） 一部に生涯学習推進施策を位置づけ ○生涯学習社会を目指した取組の推進 学ぶ場と学ぶための情報提供の充実／県立学校開放の推進／障害者への学びの支援 ／学んだ成果が適切に評価されるシステムづくり／学んだ成果やキャリアを地域や 学校教育に生かす取組の推進／社会教育施設を拠点にした地域コミュニティ形成の 推進／社会の課題に取り組むボランティア活動等の推進 ○社会教育推進体制の強化 社会教育主事・指導者の養成／社会教育関係団体の育成／生涯学習センターにおける 社会教育関係者等とのネットワークづくり／学校支援地域本部の推進／県立図書館 の機能の充実
令和2年 2月	「第3期千葉県教育振興基本計画」策定（期間：令和2年度～令和6年度） 4つの基本目標の1つに生涯学習推進施策を位置づける。（補足－2頁参照）
令和4年 3月	「千葉県総合計画」策定（期間：令和4～6年度） 一部に生涯学習推進施策を位置づける。（補足－2頁参照）
今後の予定	「(仮称) 千葉県生涯学習推進方針」策定

＜生涯学習振興法（抜粋）平成2年7月＞

(目的)

第一条 この法律は、(中略) 生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、(中略) 生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)

第三条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

- 一 学校教育及び社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。)並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。
- 三 地域の実情に即した学習方法の開発を行うこと。
- 四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
- 五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の支援を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

(都道府県生涯学習審議会)

第十条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会(中略) を置くことができる。

2～4 略

＜千葉県生涯学習推進基本構想（要旨）平成4年12月＞

【目的】今後、生涯学習に関する施策を総合的に推進する指針

【基本目標】いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習県千葉を目指して

【実現の視点】①県民の多様な学習ニーズに対応した学習環境の整備

②社会の変化に対応した学習活動の推進

③生涯学習の基礎づくりとしての青少年の学校外活動の充実

④生きがいに満ちた活力ある社会をめざす生涯学習のまちづくりの推進

【支援方策の在り方】ライフステージに応じた学習機会の充実／地域にある様々な教育機能の充実と活用

【基本的施策】

○生涯学習機会の拡充

(家庭、学校、地域社会等様々な場で、あらゆる世代の人々が様々な学習領域にわたり、必要に応じて学習機会を享受できることが必要)

○生涯学習関連施設の整備充実

(生涯学習関連施設の多機能化・高機能化・情報環境整備／全県的な生涯学習推進の中核的拠点施設の整備 等)

○生涯学習推進体制の整備

(推進組織の整備と連携・協力／学習情報提供と学習相談の充実／指導者等の養成・確保と活用 等)

<p>千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～【令和4～6年度】 V-2-① 多様な主体の連携・協働による社会づくり</p>	<p>第3期教育振興基本計画【令和2～6年度】 施策9 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進</p>
<p>【現状と課題】</p> <p>人生100年時代を迎え、技術革新により社会が激しく変化する中で、</p> <p>県民が<u>地域産業の担い手</u>など、社会を支える人材として生涯にわたり活躍していくためには、誰もが幾つになっても<u>学び直し</u>、<u>新たなチャレンジ</u>ができる生涯学習社会を実現していくことが重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「人生100年時代」の到来 ・超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた技術革新 ・社会に出た後も<u>学び続け</u>、<u>新たに必要とされる知識や技能を身に付けていくことが重要</u> ・生涯を通じて自ら設計し、学び続け、学んだことをいかして活躍できるようにする ・仕事以外の時間をいかに創造的、生産的に過ごすかが重要性を増す ・自らのチャンスや可能性を拡大できるよう、そのための<u>学び直しの機会を社会全体で提供することが重要</u>
<p>【取組の基本方向】</p> <p>県民誰もが必要に応じて学習できるよう<u>多様な学びの場の充実</u>に努めるとともに、<u>社会を支える人材として必要な知識・技術・技能の習得を目的とした学び直しの支援</u>をすることにより、<u>生涯にわたり活躍していくことができる場づくり</u>を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民が居住地域や職業、年齢、性別などにかかわらず、誰もが必要に応じて学習できるよう、<u>多様な学びの場の充実</u>に努めます。 ・地域ぐるみで生涯学習の推進に取り組み、誰もが<u>学習の成果を生かすことができる場づくり</u>を推進します。 ・障害のある人が、その一生を通して、自らの可能性を追求できる環境を整え、積極的に社会参画できる取組を推進します。
<p>【主な取組】</p> <p>県民が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、心豊かな潤いのある生活、学習の成果を生かした地域社会における活動、<u>地域産業の担い手としての活躍</u>などにつなげることができるよう、地元企業や、NPO、大学、専修学校等、多様な主体と連携して社会変化に対応した学習や<u>学び直しの機会の充実</u>を進めます。</p> <p>また、地域の学びを支える人材である社会教育士の活用を図り、地域社会が一体となり、地域の学びの場の質の向上を目指します。</p> <p>あわせて、障害のある人が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり、維持・開発・伸長できるよう、学校卒業後も生涯学習施設等において主体的に学び続けることができる機会の充実を努めます。</p>	<p>（1）県民への多様な学習機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体と連携した社会教育・生涯学習の推進体制の整備 ・住民のニーズに応じて多様な学習機会を提供する取組 ・県生涯学習情報提供システムの充実 ・各種団体等で実施されている講座等の紹介や表彰などによる講座の充実 ・専門性を有する社会教育士の活用 <p>（2）生涯学習の成果を生かし社会に貢献できる仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の推進 ・県民の学習成果の適切な評価 ・人材を育成する講座やネットワークづくりの充実

3 生涯学習推進施策の現状等

本県では、生涯学習振興法で規定された以下の6項目について、さわやかちば県民プラザを中心に各事業を実施している。(補足－4頁施設概要参照)

(1) 生涯学習に関する情報の収集、整理及び提供 (法第3条1項1号)

- ・ 県関係機関や市町村の実施する講座や大学等の実施する公開講座などの講座情報等をデータベース化し、インターネットを通じて提供(「ちばりすネット」情報登録数 8,500件程度)

(2) 生涯学習の需要及び成果の評価に関する調査研究 (法第3条1項2号)

- ・ 講座受講者へのアンケート調査(学習方法や学習する時間帯の需要等)
- ・ 学習の記録帳「ちばネット手帳」を県民に配布/学習記録の累積に応じた奨励証の交付(奨励証交付 年間10件程度)

(3) 地域の実情に即した学習方法の開発 (法第3条1項3号)

- ・ 県民の生涯学習に資するプログラムを開発実施し、市町村に対して講座開設支援や研究成果の周知
(近年の実施例:若者の社会参画プログラム、障害者の生涯学習支援プログラム)

(4) 生涯学習に関する指導者及び助言者に対する研修 (法第3条1項4号)

- ・ 市町村職員、教職員、社会教育関係者を対象とした研修の実施
(社会教育担当者(196名/8回)、社会教育主事等(17名/1回)、図書館職員(394名/23回)
教職員(25名/3回)、学校地域連携関係者(647名/14回)、家庭教育支援員等(314名/14回)
社会人権担当者(633名/10回))

(5) 生涯学習に関する機関及び団体に対する助言その他支援 (法第3条1項5号)

- ・ 社会教育関係団体への補助金交付(交付団体 9団体)
- ・ 社会教育における功労者や優れた講座を実施する教育機関等の表彰
- ・ 県内の教育支援に関する団体や社会教育関係者の交流会の実施

(6) 講座の開設、その他学習機会の提供 (法第3条1項6号)

- ・ 青少年向け:豊かな体験活動やキャリア教育につながる学習機会の提供
(大学教員等による専門講座(参加303名)、研究機関等における職場体験(参加164名)等)
- ・ 社会人向け:最先端の学術研究や先端技術、社会貢献活動に資する学習機会の提供
(大学教員等による専門講座(参加136名)、体験活動ボランティア活動講座(参加63名)、
読み聞かせボランティア入門講座(参加23名)等)
- ・ 子育て世代向け:子育ての現代的課題についての理解を深める学習機会の提供
(子育て講演会(参加14名)、親子ふれあいキャンプ(参加53名)等)

<参考> 生涯学習推進センター「さわやかちば県民プラザ」概要

(1) 施設概要

【所在地】 柏市柏の葉4-3-1

【開所年月日】 平成8年11月15日

【規模】 敷地面積：36,499㎡
建築延床面積：17,140㎡
構造等：鉄骨鉄筋コンクリート造
地上4階 地下1階建



【特徴】

- ・ 県民相互の交流や連帯感の場として等として、多目的に利用できるスペース（アゴラ）を施設中心に配置し、快適な魅力ある空間としている。
- ・ 多様化、高度化する県民ニーズに対応できるように、高度で多機能的な施設としている。
- ・ 複合化によって利用の相乗効果を最大限発揮できる施設としている。

【共用施設】

- ・ 情報提供エリア：生涯学習に関する各種資料（パソコンによる生涯学習情報検索、各機関からの生涯学習情報、新聞・雑誌が閲覧できる。
- ・ アゴラ：3階までの吹き抜け構造。施設の中心となる自由なふれあい空間として利用可能。
- ・ 図書コーナー：生涯学習に関する図書・雑誌が閲覧できる。自主学习も可能。
- ・ さわやかテラス：飲食及び休憩スペースとして利用できる。

【貸館施設】

- ・ 文化施設 ホール（473席）、ギャラリー、多目的室
- ・ 実習室 料理室、陶芸室、フィットネススタジオ、音楽スタジオ、パソコン実習室、手工芸室、絵画室、生活実験室
- ・ 研修室等 研修室（定員180名の大研修室他計9室）
会議室（計2室）
- ・ 宿泊室 定員72名（洋室23室、和室3室）
- ・ 屋外施設 スポーツ広場



(2) 施設の機能

【生涯学習センター機能】

生涯学習の推進を図るため、学習情報の提供、相談、調査研究、指導者等の養成・研修、学習機会の提供及び生涯学習関連団体並びに県民相互の交流等を行う。

【芸術文化センター機能】

県民の参加型芸術文化活動の促進を図るため、各種創作活動の実習・発表の提供、芸術文化情報の提供等を行う。

4. 社会人の学び直しについて

(1) 県における取組

さわやかちば県民プラザにおいて、社会人向け講座として、大学教授等を講師とし、一般県民を対象とした講座を開催している。

ア 柏の葉アカデミア講座

県内外の大学等と連携し、科学技術・経済・文化・環境・健康・安全・食生活等、現代的課題に対する情報を提供することで、県民の生涯学習の意欲の向上を図る。

年度	テーマ	内容	参加者
2年度	家庭で楽しむ果樹栽培	果樹栽培の様々な悩みに対する適切な対処の仕方、害虫対策、剪定などのポイントを学ぶ。	中止
	AI時代の教育	AI時代に生きる子供たちの教育、情報社会とどのように関わっていけばよいかを学ぶ。	33名
	宇宙探査の魅力の方法	ロケット工学の視点から宇宙探査の魅力と方法等、ロケット工学の最前線について学ぶ。	48名
	ボランティアと共生社会	オリンピック・パラリンピックに向けたボランティア活動を通し、共生社会について考える。	20名
3年度	家庭で楽しむ果樹栽培 ～害虫対策や剪定のポイント～	果樹栽培の様々な悩みに対する適切な対処の仕方、害虫対策、剪定などのポイントを学ぶ。	50名
	子どもと向き合う ～家庭教育の重要性～	家庭教育の重要性について学び、「日本の宝」である子供たちについて考える。	17名
	光と色彩の科学 ～光と色を通して観る物性物理学～	身の回りの様々な「色」がどのように現れるのか解説したり、最先端の研究成果を紹介する。	38名
	パラスポーツでつくる未来	パラスポーツやパラリンピックについての話を通して、自分の生き方について考える。	31名

イ ボランティア活動講座

ボランティア活動に関する基礎・実践講座、交流会を参加者の活動状況に応じて段階的に開催することで、県民のボランティアに対する意識の醸成を図る。

テーマ	内容	参加者
体験活動ボランティア活動入門講座	活動を通して経験する出会いやコミュニケーションの大切さ等、ボランティア基礎を学ぶ。	2年度：13名 3年度：11名
体験活動ボランティア活動実践講座	体験活動の意義や活動を支えるボランティアの見方・考え方を学び、実践力向上を図る。	2年度：13名 3年度：18名
教育支援実践研究交流会	講演や事例研究、情報交換により、参加者の資質向上やネットワーク構築を図る。	2年度：25名 3年度：34名

ウ 子育て講演会

保護者のニーズに合わせた専門分野の講師を招聘し、子育て講座を実施することで、子育ての現代的課題についての理解を深める。

年度	テーマ	内容	参加者
2年度	コロナ禍の親子時間の過ごし方 ～子供が学ぶための遊ばせ方～	コロナ禍でも遊びを通して大人と子供が共に自分らしさを育むヒントを考える。	23名
3年度	子育てのアドバイスと幼少期の遊びの工夫	子育ての悩みを解消し、楽しみながら子供と共に成長するための方法を学ぶ。	14名

(2) 国における取組

関係省庁の役割分担の下、各施策を有機的に連携・充実し、個人のキャリアアップ・キャリアチェンジ、企業の競争力向上に資するリカレントプログラムの開発・展開を促進している。

ア 厚生労働省の施策

労働者・求職者の職業の安定に資するための職業能力開発、環境整備のための支援

○一人ひとりのライフスタイルに応じたキャリア選択の支援

- ・キャリアコンサルティングの充実

○労働者・求職者のリカレント教育機会の充実

- ・IT理解・活用力習得のための職業訓練の開発 等
- ・雇用保険に加入できない短時間労働者等への職業訓練コースの充実 等
- ・企業がeラーニングを活用して従業員に対して行う教育訓練への助成
- ・教育訓練給付の拡充
- ・教育訓練の指導人材の育成

○学び直しに資する環境の更なる整備

- ・長期の教育訓練休暇制度を導入した企業への助成
- ・実践的で雇用対策として効果的で必要性の高い教育訓練プログラムの開発 等

○転職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行の確立

- ・「年齢にかかわらずない転職・再就職の受入れ促進のための指針」策定

イ 経済産業省の施策

我が国の競争力強化に向けた環境・機運の醸成

○価値創出の源泉である人材力の強化・最適活用の実現

- ・「人生100年時代の社会人基礎力」の策定
- ・中小企業における海外展開を担う人材の育成を支援
- ・社会課題の解決を通じた実践的能力開発プログラムの開発

○IT・IT利活用分野の拡充支援

- ・IT人材育成・スキル転換促進（第四次産業革命スキル習得講座認定制度の大臣認定講座数の拡充）
- ・ITスキル評価のための国家試験の実施等

ウ 文部科学省の施策

実践的な能力・スキルの習得のための大学・専修学校等を活用したリカレント教育プログラムの充実

○大学・専修学校等の教育機関における「リカレントプログラム」の拡充に向けた支援

- ・産学連携による実践的なプログラム開発支援（短期、オンライン含む）
- ・実務家教員やリカレント教育推進のための専門人材の育成
- ・実践的短期プログラムに対する大臣認定の促進（職業実践力育成プログラム（BP）、キャリア形成促進プログラム） 等

○リカレント教育推進のための学習基盤の整備

- ・女性のキャリアアップに向けた学び直しとキャリア形成の一体的支援
- ・社会人向け講座情報へのアクセスの改善 等

(3) 他県における取組（令和3年12月調査結果概要）

46都道府県のうち13県でリカレント教育に関する取組を実施。

① リカレント教育に関するニーズの把握
・高等教育機関におけるリカレントプログラムを検討するため、県民3,000人及び県内企業3,000社に対する <u>ニーズ調査を実施</u> 。（静岡県）
② リカレント教育推進体制の整備
・県民の学び直しによるキャリア形成を総合的に支援するため「 <u>学び直し推進会議</u> 」を開催。（青森県）
・社会人を対象とした学び直し、スキルアップを図る仕組みを整備するため、産学官による静岡県 <u>リカレント教育検討会議</u> を設置。（静岡県）
・県内大学と協定を締結し、社会人の学び直しのための機会として <u>大学の授業科目の一部を県民に公開</u> するよう検討中。（香川県）
・放送大学を、高度かつ多様な学習機会を提供する機関として位置づけ、学生募集にあたり関係機関への周知等を協力。（長崎県）
③ リカレント教育に関する学習情報の提供
・生涯学習情報提供システムによる <u>リカレント教育講座の情報を提供</u> 。絞り込み検索も可能。（新潟県、山梨県、山口県、福岡県）
・学び直しを通じた <u>キャリア形成支援ポータルサイトを開設</u> し、県内の大学、短期大学、専修学校、各種学校の学習機会情報をはじめ、各種支援情報を発信。また、ポータルサイト内にeラーニングコンテンツ視聴サイトを立ち上げ、 <u>県内高等教育機関による公開講座を配信</u> 。（青森県）
・県のホームページにて、県・県内市町・県内高等教育機関が実施しているリカレント教育講座情報を掲載。（静岡県、広島県、熊本県）
・県内のリカレント教育に関する学習機会や支援に関する情報、学び直しを通じてキャリア形成につなげた成功事例、就業・起業等のフォローアップに関する情報を紹介する <u>情報誌を配付</u> 。（青森県）
・生涯学習講座情報誌による講座情報の提供。（山梨県）
④ リカレント教育に関する学習機会の提供
・就業に向けた学びに繋がるとともに参加者相互の交流を図る、若者や女性を対象とした <u>キャリアプランニング講座を開催</u> 。また、受講者を対象とした <u>フォローアップ研修会を開催</u> 。（青森県）
・県生涯学習センターが主催する <u>セカンドキャリア教育事業を実施</u> 。（茨城県）
・社会人の学び直し講演会を実施。（新潟県）
・ <u>リカレントフォーラム</u> （内容：基調講演、パネルディスカッション）を開催。（愛知県）
・大学と連携し、 <u>データサイエンスの活用推進のための講座を実施</u> 。（山口県）
⑤ その他の取組
・新しい学びへのチャレンジや学び直しをしようとする方々に向け、 <u>啓発チラシを配布</u> 。（和歌山県）
・「若者サポートステーション」を核とした、若者に対する修学や就労に向けた支援。（高知県）
・高校中退者等を対象とした学び直しの支援「 <u>地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業</u> 」（国庫補助事業）の活用。（大分県）

5 千葉県における生涯学習推進に対する課題

(1) 生涯学習に関する情報の収集、整理及び提供（法第3条1項1号）

- ・ 学習機会に関する情報や連携機関の拡大（ちばりすネット）

(2) 生涯学習の需要及び成果の評価に関する調査研究（法第3条1項2号）

- ・ 県民の学習需要に関する調査（企業ニーズを含む）
- ・ 学習成果評価の活用を促進する仕組み

(3) 地域の実情に即した学習方法の開発（法第3条1項3号）

- ・ 新たな課題に対応した学習方法の開発、市町村への普及

(4) 生涯学習に関する指導者及び助言者に対する研修（法第3条1項4号）

- ・ 体系化のうえ継続

(5) 生涯学習に関する機関及び団体に対する助言その他支援（法第3条1項5号）

- ・ 補助金交付や団体連携支援など継続

(6) 講座の開設、その他学習機会の提供（法第3条1項6号）

- ・ 新たな視点として、地域産業の担い手に繋がる学び直しの機会の充実
- ・ ICTを活用した学習機会の提供

(7) さわやかちば県民プラザの今後の在り方検討への対応（その他）

- ・ 「生涯学習センターとして必要な施設規模を精査」（平成28年7月「公の施設の見直し方針」）
- ・ 今後の施設の在り方についての検討

6 今後の予定

○令和4年度 新たな「(仮称)千葉県生涯学習推進方針」の策定

- 令和4年 6月頃 第14期千葉県生涯学習審議会 諮問
協議 (現状及び課題に係る意見交換等)
- 8月頃 第14期千葉県生涯学習審議会 協議 (現状及び課題の整理、
今後の在り方に係る意見交換等)
- 11月頃 第14期千葉県生涯学習審議会 協議 (今後の在り方の整理)、
答申 (案) 取りまとめ
- 12月頃 「(仮称)千葉県生涯学習推進方針 (案)」パブリック・コメント
- 令和5年 2月頃 第14期千葉県生涯学習審議会 報告 (パブリック・コメント結果)
- 3月頃 教育委員会会議 「推進方針」決定
- 6月頃 第14期千葉県生涯学習審議会 「推進方針」報告